

## (3) 別表第4 (禁止地域)

総量規制有…同一敷地内の表示面積の合計 10 m<sup>2</sup>以内

## ① 日光国立公園内（指定道路及び用途地域以外）（1／2ページ）

※野立広告板、屋上広告板、野立広告塔及び屋上広告塔について、国、地方公共団体等が公共的目的で表示する場合には、別の基準があります。

	野立広告板 ※案内誘導看板のみ	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで <b>3m以下</b>	地上から上端まで 3m以下	設置できない	設置できない	地上から上端まで 3m以下	設置できない	広告物は2階窓下 以下かつ6m以下。 ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 6m以下かつ軒高 以下		設置できない	設置できない	設置できない
表示面積	<b>1面につき0.5 m<sup>2</sup>以内</b> かつ表裏各 1面以内	1面につき3m <sup>2</sup> 以 内かつ表裏各1面			<b>1面につき2.5 m<sup>2</sup>以内かつ合計1 0m<sup>2</sup>以内</b>		広告物は <b>1建築壁 面につき3m<sup>2</sup>以 内。ワンポイント マークは1建築壁 面につき1m<sup>2</sup>以 内。</b>	1面につき1.5 m <sup>2</sup> 以内かつ合計3 m <sup>2</sup> 以内	1m <sup>2</sup> 以内			
形状・幅	材料は青銅、木又 は擬木				1面の幅は1m以 内かつ最大投影幅 は1.5m以内							
道路からの 後退距離		1m以上			敷地境界から1m 以上							
広告物相互 間の距離												
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。ワンポイ ントマークは板面 の5分の1以内。  <b>1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能</b>	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。  <b>1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能</b>			地色、裏面及び支 柱にあってはこげ 茶色、文字にあつ ては白色又は黒色 とする。  <b>1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能</b>		地色にあっては、 こげ茶色、文字に あっては白色又は 黒色とする。発光 塗料を使用しない もの。	地色にあっては、 こげ茶色、文字に あっては白色又は 黒色とする。1面 につき表示面の5 分の1の範囲内で ワンポイントマー クを表示可能。発 光塗料を使用しな いもの。	発光塗料を使 用しないもの			
基数及び 共架数	おおむね3件以 内、縦に5件まで 共架できる。	敷地につき1基			敷地につき1基		広告物は <b>1建築壁 面につき1基</b> ワンポイントマー クは <b>1建築壁面に つき1基</b>	有効壁面につき1 基				
特殊装置	間接照明で白色系 であり、光源の点 滅を伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの			光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの		光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの				
位置、設置方法 等	営業所から <b>1.5km 以内</b> かつ交差点か ら5m以上500 m以内						開口部への掲出及 び建築物からはみ 出することはできな い。	出幅は、建築壁面 から1m以内。た だし、道路へ突き 出することはできな い。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			

① 日光国立公園内（指定道路及び用途地域以外）(2／2ページ)

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	設置できない	設置できない	設置できない	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	設置できない	設置できない	設置できない	設置できない		
表示面積				1面につき 1.5 m <sup>2</sup> 以内かつ合計 6 m <sup>2</sup> 以内	1面につき 1.5 m <sup>2</sup> 以内かつ表裏各 1面以内						
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩											
基数及び 共架数				敷地につき 2 基	敷地につき 2 本 ※国等が公共的目 的で掲出する場合 敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のもの のを除き、相互間 の距離 6 m以上						
特殊装置				光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの							
位置、設置方法 等				道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 (国等が設置する 場合を除く)				左右側面部及び前 後部	左右側面部及び後 部	交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出  
する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれの  
ある構造、素材、位置、装置等でないこと。